

2010年1月29日

退職給付制度の改定について

住友林業株式会社（以下、当社）は、平成22年1月29日開催の取締役会において、退職給付制度の改定につき決議致しましたのでお知らせ致します。

1. 制度改定の目的

当社では平成16年に現行制度※に移行致しましたが、多様化する老後ライフスタイルへの対応、従業員の自立意識の醸成やライフプランニング支援、並びに企業年金の長期的且つ健全な運営のため、確定拠出年金の一部導入を柱とした新しい退職給付制度を構築致します。

※当社は平成16年4月に確定給付年金制度（基金型）へ移行し、キャッシュバランスプラン100%（終身年金）の制度としております。

2. 制度変更の概要

改定内容は以下の通りです。

- (1) 退職給付制度の約25%を確定拠出年金とする。
- (2) 確定拠出年金以外はキャッシュバランスプランを維持するが、終身年金割合を引下げ、当該引下部分については有期年金とする制度に変更する。
- (3) 有期年金部分については、その支給開始時期を60歳から65歳までの間で従業員が選択することができる制度とする。
- (4) 確定拠出年金部分については、前払退職金との選択制とする。

3. 業績に与える影響

本制度改定に伴い、平成22年3月期において約37億円の特別利益を計上する見込みです。

なお、上記につきましては、平成22年1月29日公表の「業績予想の修正に関するお知らせ」に織り込んでいます。

以上

< 本件に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。 >

住友林業株式会社
コーポレート・コミュニケーション室 松家
TEL：03-3214-2270
FAX：03-3214-2272